

議案第6号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年新座市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇） 第14条 [略] 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(16) [略] (17) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 一の年度の7月から9月の期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間。ただし、市長が定める職員にあっては、<u>6月</u>から10月の期間 (18)～(22) [略]</p>	<p>（特別休暇） 第14条 [略] 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(16) [略] (17) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 一の年度の7月から9月の期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間。ただし、市長が定める職員にあっては、<u>7月</u>から10月の期間 (18)～(22) [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るための特別休暇を受けることができる期間を改めたいので、この案を提出するものである。